

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 日野 小百合

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6PRX1GE00680		6PSF1A20040 0001				E8-25				
品名 または 件名										
非常用予備発電機保守点検役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							0		
納地または工事場所				引 渡 場 所						
関東処 用賀支				用賀支 総 管理課 営繕班 電気係						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
関東処 用賀支				令和9年3月31日（水）						

- 2 契約条項を示す場所
陸上自衛隊 会計課事務室（ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html）
- 3 説明会及び提出の日時場所
説明会日時場所：
提出日時場所：令和8年10月2日（金）9時00分 会計課事務室
- 4 決定方式及び契約方式
決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約
- 5 注意事項
- 令和8年10月2日（金）9時00分までに見積書の提出をお願いします。
（FAXやメールも可としますが、後日原本の提出をお願いします。）
 - 参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - 見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
 - 見積書の無効
ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書
イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積
 - 本方式は随意契約を前提として見積依頼（オープンカウンター方式）であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
 - 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書（物品販売契約条項又は役務請負契約条項）」、「談合等の不正行為に関する特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したものとする。
 - 物品売買の場合は同等品判定依頼書については見積期日の3営業日前14時00分までに提出すること。
この際FAXでの提出を可とする。
- ・ 契約手続きに関する問い合わせ先
〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班
担当：上原 TEL：03-3429-5241（内線 378）
FAX：03-3429-5245
※仕様については 営繕班 加賀谷（内線321）までお問い合わせください。

見 積 書

調達要求番号	5PSF1A20040	契約実施計画番号	5PRX1GE00680
--------	-------------	----------	--------------

金額¥

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備考
非常用予備発電機保守点検役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						
納 入 場 所	関東補給処用賀支処管理課営繕班			納期	令和9年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除		入札(見積)書有効期間			

令和8年10月2日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会 計 課 長 日 野 小 百 合 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
担当者連絡先

表 紙 含 : (1 5 枚)
仕 様 書 番 号 : 第 E 8 - 2 5 号
作 成 年 月 日 : 令 和 8 年 8 月 2 4 日
作 成 部 隊 名 : 関 東 補 給 処 用 賀 支 処
総 務 部 管 理 課

非常用予備発電機保守点検役務
仕 様 書

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	1 / 1 5
図面名称	表 紙	縮 尺	

仕 様 書

- 1 件 名 非常用予備発電機保守点検役務
- 2 場 所 東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地
- 3 工 期 契約日～R9. 3. 31
実作業 R8. 12. 5 (土) (予備日 R8. 12. 12 (土))
基準
- 4 概 要 受電所の非常用予備発電機の保守点検 一式

共 通 仕 様 書

1 一般事項

(1) 本仕様書に記載してある事項のほか、一般財団法人建築保全センター編集・発行「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び官側の指示による。

(2) 適 用

ア 本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する。点検保守等に関する業務に適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(3) 用語の定義

ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の業務責任者をいう。また、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。

イ 完了検査とは、本仕様書に規定するすべての業務の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

ウ 点検とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

エ 法定点検とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

オ 保守とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復または危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他含むこれらに類する軽微な作業をいう。

カ 清掃とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	2 / 15
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(4) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転及び清掃業務に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、支給材料を除く。

エ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(5) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(6) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。

(7) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(8) 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において監督官の承諾を得た場合は、この限りではない。

(9) 業務担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。
なお、現場代理人は、業務担当者を兼ねることができる。

ウ 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、業務担当者の業務不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。

その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	3 / 1 5
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(10) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。

イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。

(11) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。

(12) 関連業務との調整

本業務とは、契約外で関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、官側と協議しその指示に従うこと。

(13) 点検の範囲

ア 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。

イ 特記した対象部分については、本仕様書に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、監督官に報告する。

ウ 特記した対象部分に、本仕様書の点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目または点検内容に係る点検を実施することを要さない。

エ 点検周期は、特記による。

(14) 点検及び保守等の実施

ア 本仕様書に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。

イ 点検を行う場合には、あらかじめ監督官から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。

ウ 点検は、原則として目視、触接または軽打等により行う。

エ 測定を行う点検は、定められた測定機器または当該事項専用の測定機器を使用する。

オ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(15) 応急措置等

ア 点検の結果、対象部分に脱落、落下または転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷または関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	4 / 1 5
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

- イ 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。
- ウ 応急措置または危険防止措置に係る費用は官側との協議による。

(16) 点検の省略

ア 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。

- (ア) 容易に出入できる点検口のない床下または天井裏にあるもの。
- (イ) 配管または配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入できない場所にあるもの。
- (ウ) 電気の通電または運転を中止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検をすることが危険であるもの。
- (エ) 地中もしくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。
- (オ) 足場のない給気または排気のための塔。
- (カ) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。

イ 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、同点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

(17) 点検日及び保守に伴う注意事項

ア 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。

イ 点検及び保守の実施にあたり、仕上げ材、構造材等の一部撤去または損傷を伴う場合には、あらかじめ監督官の承諾を受ける。

ウ 点検に使用する脚立等は、受注者の負担とする。

(18) 提出書類

官側の指定するものとする。官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

(19) 写真撮影

業務の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A4版）に整理し、完了検査前に監督官に1部提出すること。

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	5 / 15
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(20) 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した金属類の発生材については、監督官の指示する場所に集積し、発生材調書とともに官側に引き継ぐものとする。その他の発生した産業廃棄物等は、受注者の責任において適正に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に官側に提出すること。

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	6 / 1 5
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

特 記 仕 様 書

1 対象設備

(1) 本役務に関わる発電機等仕様は、以下のとおりとする。

ア 同期発電機仕様

項目	規格等	項目	規格等
型 式	S T - 2 0 0 C G 東洋電機製造	力 率	0 . 8
出 力	1 5 0 k V A	保護・冷 却方式	保護形 (J P 2 0) 自由通風形 (J C O)
相電圧	3 ϕ 2 1 0 V	励磁方式	ブラシレス励磁
回転速度	1 5 0 0 min ⁻¹		

イ エンジン仕様

項目	規格等	項目	規格等
型式等	P E 6 T 0 5 立形水冷4サイクル 日産ディーゼル製	総工程 容 積	1 1 . 6 7 L
出力	1 6 0 k w	排風量	1 6 8 m ³ /min
冷却方式	ラジエーター式	燃焼室 形 状	直接噴射式
回転速度	1 5 0 0 min ⁻¹	潤滑方式	強制循環式
過給機	付	潤滑油量	1 8 L

ウ 直流電源仕様

項 目	規 格	数 量
蓄電池充電装置	C H - 1 6 東京電機	1 台
陰極吸収式 シール型鉛蓄電池	M S E - 1 5 0 型 1 5 0 A h 古河電池	1 2 セル

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	7 / 1 5
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	

2 業務要領

- (1) 本役務の実施日は令和8年12月5日（土）とし、細部は監督官との調整のうえ決定するものとする。（予備日 令和8年12月12日（土））
- (2) 点検項目及び内容は点検項目一覧表（図面番号9／15～12／15）による。
- (3) 本役務に使用する交換部品は、交換部品一覧表（図面番号13／15）による。
- (4) 本役務において、保守点検後、実負荷運転を実施する。
- (5) 点検結果報告書及び消防用設備等点検報告書（不具合事項があった場合は、補修見積書を含む）を2部提出する。

3 その他

- (1) 実施時間帯については、事前に監督官と十分に調整する。
- (2) その他不明な点や細部については、官側の指示によるものとする。

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	8／15
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	

点 検 項 目 一 覧 表 (1 / 4)

区分	点検項目	点 検 内 容	
機 器 点 検	設置状況	周囲の整理整頓、状況	
		区画、隔壁等破損の有無	
		水の浸透、漏れ等の有無	
		換気装置の有無	
		照明設備及び機能	
		標識の表示状況	
	表 示	表示の適否確認	
	自家発電 装 置	変形、損傷、脱落、漏れ等の有無	
		潤滑油の種類及び量の確認	
		タンク、ラジエータ等冷却装置の機能	
		運転中の各部点検性能チェック	
		タイムスケジュール及びシーケンス通りに、自動始動及び自動停止作動が完了するか否か	
	蓄電池 設 備	全セルについて電槽・蓋・各種全体・パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無	
		封口部のはがれ、亀裂等の有無	
		架台及び外箱の変形の有無	
		蓄電池の転倒防止、緩衝剤、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無	
		蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱・損傷及び腐食の有無	
		浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を判定	
		浮動充電中の温度測定を実施し、良否を判定	
	制御装置	周囲の整理整頓状況	
		変形等の異常有無	
		電源表示灯の点灯有無	
		開閉器及び遮断器の開閉位置適否	
		開閉器及び遮断器の開閉機能確認	
		適正ヒューズの使用有無	
		各継電器の機能確認	
		各表示灯の点検状況の確認	
件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	9 / 1 5
図面名称	点 検 項 目 一 覧 表	縮 尺	

点 検 項 目 一 覧 表 (2 / 4)

区分	点検項目	点 検 内 容
機 器 点 検	計器類	変形の有無及び指示値の適否
	燃料油	変形等の異常有無
		規定の燃料油量があるか点検
		規定の冷却水量があるか点検
	排気筒	可燃物が放置されていないか周囲の状況点検
		外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等有無
		貫通部の変形、損傷、脱落等の異常有無
	配 管	変形、損傷、漏れ等の有無
	予備品等	予備品一式の備付状況
	結線接続	回路、端末の変形、損傷等の有無
	接 地	接地線の変形、接続部の損傷有無
		抵抗値を測定し、適正であるか否か確認
	絶縁抵抗	抵抗値を測定し、適正であるか否か確認
	耐震措置	アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等耐震措置が適正に行われ、かつこれ等に変形、損傷等がないか確認
	補助始動装置	確実に作動するか否か点検
	保安装置	作動値が設定通りか否か点検
	実負荷運 転	発電機の定格出力の 3 0 % 以上の負荷において、以下の測定を実施 ・ 発電機の出力、電圧、各相電流、電力量及び電機子軸受の温度 ・ ディーゼル機関の潤滑油、冷却水、排気ガス、吸気の圧力または温度 ・ 原動機の回転速度 ・ 燃料消費量 ・ 振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅）
		発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあるか確認

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	1 0 / 1 5
図面名称	点 検 項 目 一 覧 表	縮 尺	

点 検 項 目 一 覧 表 (3 / 4)

区分	点検項目	点 検 内 容
機 器 点 検	実負荷 運 転	運転中に油漏れ、異臭、異音、異常音、異常振動、異常発熱及び排気色の異状の有無を点検
		運転中に原動機出口により、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検
		敷地境界線における騒音測定
		発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定
		試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の状態にあることを確認
潤 滑 油 系 統	潤滑油 ポンプ	作動点検（異音、油圧確認）
	機 関 潤滑油	汚れ点検
		油量点検（検油棒上部目盛迄）
	潤滑油 濾し器	ドレンの排出
		分解清掃
	潤滑油 冷却器	外観目視点検（錆・損傷の有無）
冷 却 水 系 統	冷却水 ポンプ	作動点検
	ゴムホース	水漏れ確認、増し締め
	温 水 ヒーター	断線確認
	温調弁	作動点検、水漏れ確認
弁 装 置 シ リ ン ダ ヘ ッ ド	吸排気弁	弁調整（弁頭隙間）
		弁腕点検
リン ク 調 速	調速リンク	注油及び摺動点検
系 統 過 給	過給機	吸気フィルター清掃

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	1 1 / 1 5
図面名称	点 検 項 目 一 覧 表	縮 尺	

点 検 項 目 一 覧 表 (4 / 4)

区分	点検項目	点 検 内 容
その他・付属装置	回転計	機関停止中指針が零点を指しているか
	潤滑油 圧力計	機関停止中指針が零点を指しているか
	冷却水 温度計	機関停止中目盛が外気温度に近い指示をしているか
	潤滑油 温度計	機関停止中目盛が外気温度に近い指示をしているか
	排気温度計	変形、損傷等の有無
	油圧低下 スイッチ	配線ターミナル増し締め
		動作値の確認調整
	冷却水温度 スイッチ	配線ターミナル増し締め
		動作値の確認調整
	温水ヒーター 温度スイッチ	配線ターミナル増し締め
	燃料フロート スイッチ	配線ターミナル増し締め
		動作値の確認調整
	スピード リレー	配線ターミナル増し締め
		動作値の確認調整
	発 電 機	本体等の損傷、錆、変形、腐食等の有無
		配線の腐食、損傷、過熱、断線等の有無
	発電機盤	本体等の損傷、錆、変形、腐食等の有無
		配線の腐食、損傷、過熱、断線等の有無
		支持物の腐食、損傷、変形等の有無
		計器指示値の確認
		保護継電器の動作確認
	ラジエータ 関 係	冷却水入れ替え及び清掃
		Vベルト弛み点検
		本体変形、腐食、汚損、漏水等の有無
	機関性能	排気ガス温度のバラツキ等点検
	振 動	基準値内にあるか否か点検
	排気色	起動時の吐出煙色点検
件 名	非常用予備発電機保守点検役務	
図面名称	点 検 項 目 一 覧 表	図面番号
		縮 尺
		1 2 / 1 5

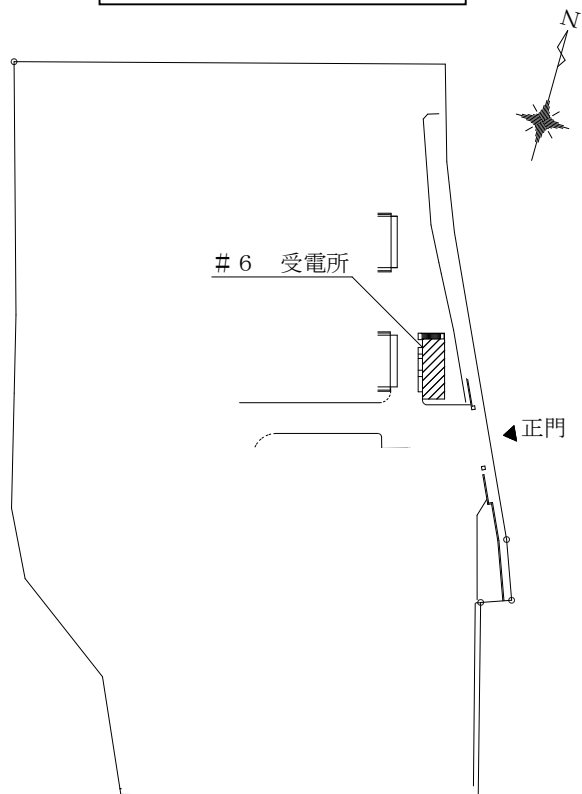
交 換 部 品 一 覧 表

番号	部 品 名	数 量	単 位
1	ガスケットノズルホルダー	6	個
2	ガスケットフューエルチューブ	1 3	個
3	オイルエレメントキットフルフロー	1	個
4	オイルエレメントキットバイパス	1	個
5	ガスケットロッカーカバー	2	個
6	ガスケットサーモハウジン	1	個
7	エレメントASSYエレメント	1	個
8	カートリッジFO	1	個
9	シールラバー	6	個
1 0	潤滑油	4 0	L
1 1	不凍液	3 6	L

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	1 3 / 1 5
図面名称	交 換 部 品 一 覧 表	縮 尺	

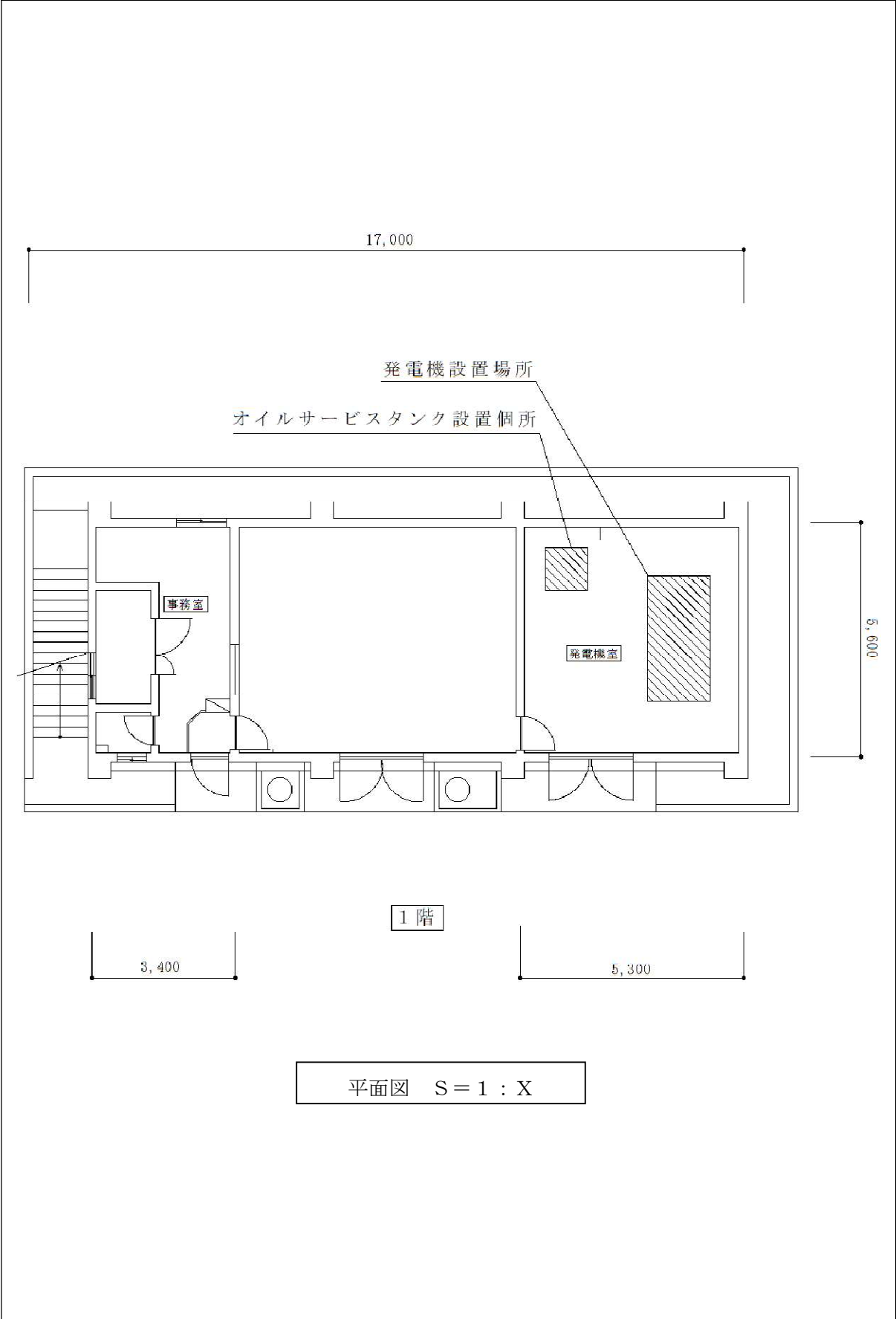


案内図 S = 1 : X



配置図 S = 1 : X

件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	1 4 / 1 5
図面名称	案 内 図 ・ 配 置 図	縮 尺	



件 名	非常用予備発電機保守点検役務	図面番号	1 5 / 1 5
図面名称	受 電 所 平 面 図	縮 尺	